

第26回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

- 会計監査人の状況
- 業務の適正を確保するための体制
- 剰余金の配当等の決定に関する方針
- 会社の支配に関する基本方針
- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

株式会社フォーサイド

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

会計監査人の状況

①会計監査人の名称

監査法人八雲

②会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額・・・19,000千円

(2) 当社および当社の子会社が会計監査人に

支払うべき金銭その他の財産上の利益の額・・・19,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の会計監査の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

④責任限定契約の内容の概要

当社は定款において、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項に規定する会計監査人の損害賠償責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる旨を定め、これに基づき責任限定契約を結んでおります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、38,000千円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

業務の適正を確保するための体制

①取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、企業価値の向上と、社会の一員として信頼される企業となるため、法令・定款及び社会倫理の遵守を、下記の取り組みをもって徹底する。

- (1) 企業倫理について、「フォーサイドグループ倫理憲章」を定め、取締役及び使用人はこれに従って、職務の執行にあたるものとする。
- (2) 代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な審議とともに、コンプライアンス体制の維持・向上の統括を図り、整備を推進するものとする。
- (3) 違反行為等、コンプライアンスに関する事実について早期発見と是正を目的とする社内報告体制として、コンプライアンス委員長及び社外監査等委員を情報受領者とする「コンプライアンス・ヘルプライン」を構築し、効果的な運用を図る。
- (4) 代表取締役直轄とする内部監査室を置き、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を代表取締役及び常勤監査等委員に報告する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書取扱規程」等の社内規程に基づき定められた期間及び保管媒体に応じて適切かつ確実な保存及び管理を行う。
- (2) 取締役は、業務執行に関する重要な文書の回覧を受けるとともに、適時閲覧できることとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループは、「リスク管理規程」によりグループ全体の経営活動上のリスク管理に関する基本方針及び体制を定め、市場関連リスク・信用リスク・品質リスク・コンプライアンスリスク等を認識・識別・分析・評価を行い適切なリスク管理体制を整備する。
- (2) 代表取締役を委員長とする「リスク管理委員会」及びその事務局を設置し、業務執行に係るリスク情報の集約及び共有化、発生しているリスクの他、将来発生する可能性がある重要なリスク等についても協議を行う。
- (3) リスク管理委員会は当社グループの業務執行に係る重大なリスクを常に評価・検証し、重要なものについては取締役会に報告する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会を月1回定時に開催することを原則とし、取締役間の意思疎通を図るために必要に応じて随時開催し、経営上の重要な項目についての業務執行の状況を監督する。
- (2) 迅速な意思決定と効率的な経営を図るため、部門を横断する重要な業務執行については、代表取締役を議長に業務執行役員及び常勤監査等委員で構成する経営会議を原則毎週1回開催し、業務執行上の重要課題について報告・検討を行う。
- (3) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務権限・業務分掌規程」において明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、「関係会社等管理規程」によりグループ全体の安定的な収益確保及び企業集団としての経営効率の向上を目的とした関係会社等に対する管理の基準を定め、当社及び子会社の事業毎に、責任を負う取締役を任命し、コンプライアンス体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えている。コンプライアンス委員会はこれらを横断的に推進し、管理することとする。
- (2) 当社グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし、適切なものとする。
- (3) 子会社の取締役等は、子会社の事業及び業務の状況を定期的に当社の取締役及び監査等委員に報告する。
- (4) 当社及び子会社での経営管理・経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部監査室またはコンプライアンス委員会に報告するものとする。
- (5) 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき当社及び子会社の業務監査、内部統制システムの有効性についても評価を行う。

⑥監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人からの独立性に関する事項

- (1) 内部監査室は監査等委員会との協議により、監査等委員の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査等委員に報告することとする。
- (2) 監査等委員会が職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査等委員会補助者を置くものとする。なお、監査等委員会補助者の任命、解任、人事異動、評価は、監査等委員会の同意を要するものとし、監査等委員会補助者の取締役からの独立性を確保するものとする。

(3) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、その業務執行に際して、取締役、執行役員及び従業員から不当な制約を受けない。

⑦取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他監査等委員会への報告に関する体制

(1) 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき監査等委員と調整して内部監査計画を立て、内部監査の結果は監査等委員会に都度報告するものとする。

(2) 監査等委員会は、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査等委員会の定める監査方針及び分担に従って監査するとともに、会計監査人及び内部監査室と情報交換を密にし、連携して監査が実効的に行われることを確保する。

(3) 当社及び子会社の取締役は、監査等委員会が取締役会その他重要な会議等に出席し、意見を述べるができる体制を確保し、以下に定める事項をグループ各社の監査役に報告することとする。

- ・ 会社の意思決定に関する重要事項
- ・ 当社または当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ・ 内部監査室の内部監査計画及び監査結果
- ・ 取締役及び使用人の職務執行に関する不正行為または法令・定款に違反する重大な事項
- ・ コンプライアンス及びリスク管理に関する重要事項
- ・ 「関係会社等管理規程」に定めた決議・報告事項のうち重要な事項
- ・ 上記のほか、監査等委員会の業務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

⑧その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査等委員会は、代表取締役、内部監査室、監査法人との間で定期的に意見交換会を開催することとする。

(2) 取締役は、監査等委員会が策定する「監査計画」に従い、実効性ある監査を実施できる体制を確保する。

(3) 監査等委員会は、取締役から当社グループに著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、取締役に対して助言または勧告を行うなど、状況に応じ適切な処置を講じる。

⑨当社監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報規程を策定し、内部通報制度等（当社監査等委員会等への

報告も含む)を通じて報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

⑩監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪当事業年度の運用状況

当社グループの業務の適正を確保するための当事業年度の取組内容は以下のとおりであります。

当事業年度においては、当社グループのコンプライアンス、情報管理及びリスク管理の徹底のため、業務におけるコンプライアンス、情報管理及びリスク管理の必要性・重要性の浸透を図りました。また、業務の有効性と効率性の向上のため、取締役会に上程する前段階での役員間での議論、事前協議を徹底しました。さらに、監査等委員の体制強化のために、代表取締役と監査等委員とで意見を交換するほか、適宜監査等委員会や監査等委員相互の協議の場を設けるほか、監査等委員への情報提供の充実を図りました。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けており、財政状態及び経営成績を勘案しながら利益配当を行っていくことを基本方針としております。

しかしながら、当期の配当につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益を計上したものの、事業規模の拡大及び継続的な成長のための事業資金の確保を優先しております。そのため、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、早期の復配を目指して努力してまいります。

会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は定めておりません。

連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	10,000	1,495,778	1,189,782	△204,567	2,490,993
当連結会計年度変動額					
親会社株主に 帰属する 当期純利益			440,577		440,577
自己株式の取得				△287	△287
自己株式の処分		△47,376		185,076	137,700
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	△47,376	440,577	184,788	577,990
当連結会計年度末残高	10,000	1,448,402	1,630,360	△19,779	3,068,983

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	8,995	8,995	2,499,989
当連結会計年度変動額			
親会社株主に 帰属する 当期純利益			440,577
自己株式の取得			△287
自己株式の処分			137,700
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	7	7	7
当連結会計年度変動額合計	7	7	577,997
当連結会計年度末残高	9,003	9,003	3,077,986

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数 7社

主要な連結子会社名

株式会社ポップティーン、株式会社ブレイク、株式会社AI Tech Solutions、株式会社エム、株式会社antz

当連結会計年度において、株式会社antzを株式取得により子会社化したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。

②主要な非連結子会社の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当事項はありません。

②持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

該当事項はありません。

③他の会社等の議決権の20%以上、50%以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称

株式会社角川春樹事務所

(関連会社としなかった理由)

当社は同社の議決権の23.7%を所有しておりますが、同社の筆頭株主である角川春樹氏との合意に基づき、実質的には議決権を保有しておらず、同社の財務及び営業又は事業方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであることから、関連会社としておりません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 棚卸資産

棚卸資産は先入先出法による原価法によっております。なお、いずれも貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

ロ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

ハ、デリバティブ

時価法によっております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ、有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～39年

工具器具備品 3～15年

ロ、無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内利用可能期間（5年）、販売用ソフトウェアについては販売可能期間（3年）に基づく定額法によっております。

ハ、リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

④収益及び費用の計上基準

当社グループにおける主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりであります。

イ、プライズ事業

プライズ事業では、クレーンゲーム機等のプライズゲーム用景品を販売しております。景品に対する支配は納品時に顧客に移転し、その時点で履行義務は充足されると判断しております。なお、景品の出荷から顧客に支配が移転するまでの期間が通常の場合には、景品の出荷時点において収益を認識しております。

ロ. AI関連事業

AI関連事業では、主にAIを活用した事業効率化ツールの開発、AI開発支援向けGPUサーバーの販売及び販売代理を行っております。AIを活用した事業効率化ツールの開発については、顧客との契約に基づく役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、役務提供完了時点で収益を認識しております。AI開発支援向けGPUサーバーの販売及び販売代理については、顧客へ引き渡し検収した時点で履行義務が充足されるため一時点で充足される履行義務と判断し収益を認識しております。なお、代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受領する対価から第三者に支払う金額を控除した純額を収益として認識しております。

ハ. 総合人材サービス事業

総合人材サービス事業では、主に一般労働者派遣及び作業請負業務等を行っております。これらの収益については、派遣契約及び作業請負契約に基づき、契約期間にわたりサービスの支配が顧客に移転することから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、時の経過に基づき収益を認識しております。

⑤その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建の金銭債権・債務等は決算日の為替相場による円換算額を付しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

ロ. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

ハ. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を

当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額

受取手形	194,829千円
売掛金	1,040,644千円
契約資産	－千円
計	1,235,474千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 152,506千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	43,687,704株	一株	一株	43,687,704株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	994,724株	1,410株	900,000株	96,134株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加1,410株は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少900,000株は、2025年3月31日に開催された取締役会の決議に基づき、2025年4月16日に第三者割当の方法により自己株式900,000株を処分したことによるものであります。

(3) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

該当事項はありません。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

- (4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に関する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を調達しております。一時的な余資は、調達金利の負担を軽減することを目的とし、定期預金や信頼性の高い取引先への貸付等にて運用しております。

また、デリバティブ取引は、リスクヘッジにおいて利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、出資先の財務状況悪化の他、株式相場の変動等の外的要因から派生する市場リスクに晒されております。貸付金は、主に業務上の関係を有する国内企業に対しての融資であり、取引先の財務内容悪化及び信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

長期借入金は主に営業活動に必要な運転資金であります。これらの債務は支払期日に支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスクの管理

営業債権については、営業債権の管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を実施し回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

貸付金については、定期的に融資先の財務内容等を把握し、期日管理及び残高管理を実施する事により、滞留防止を未然に防ぐと共に回収可能性の検討を行っております。

・市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務内容等を把握し、株式相場の動向を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

・流動性リスクの管理

当社は、本社経理部による資金管理を適時行っております。銀行預金残高の確認及びキャッシュ・フロー予測を行い、業務上必要かつ十分な資金が確保されていることを確認しております。また、デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた社内管理規程に従って行っており、ヘッジ目的として外貨建金銭債権債務等に係る為替変動リスクを軽減するために利用しておりますが、当連結会計年度末においては、これによる契約等の残高はありません。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく要因のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期貸付金(*2)	162,600		
貸倒引当金(*1)	△128		
	162,472	162,472	—
資産計	162,472	162,472	—
(2) 長期借入金(*3)	780,246	743,919	36,326
負債計	780,246	743,919	36,326

- (*)1) 長期貸付金については対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (*)2) 連結貸借対照表の短期貸付金（連結貸借対照表計上額160,529千円）は、上表(1)長期貸付金に含めております。
- (*)3) 連結貸借対照表の1年内返済予定の長期借入金（連結貸借対照表計上額250,067千円）は、上表(2)長期借入金に含めております。
- (*)4) 現金及び預金については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (*)5) 受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、未払金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。
- (*)6) 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額174,532千円）については、時価開示の対象とはしておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	－	162,472	－	162,472
資産計	－	162,472	－	162,472
長期借入金	－	743,919	－	743,919
負債計	－	743,919	－	743,919

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

①長期貸付金

長期貸付金の時価については、将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

②長期借入金

長期借入金の時価については元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			
	プライズ	コンテンツ	イベント	マスター ライツ
顧客との契約から生じる収益	3,463,091	81,677	206,633	154,959
外部顧客への売上高	3,463,091	81,677	206,633	154,959

	報告セグメント			
	AI関連	物流関連	総合人材 サービス	計
顧客との契約から生じる収益	3,097,800	316,996	1,427,684	8,748,842
外部顧客への売上高	3,097,800	316,996	1,427,684	8,748,842

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	979,392
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	1,235,474
契約負債 (期首残高)	327,006
契約負債 (期末残高)	35,318

契約負債は、顧客との契約について契約条件に基づき顧客から受け取った対価であり、主に前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、327,006千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期

間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。
また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	70円61銭
(2) 1株当たり当期純利益	10円17銭

9. 企業結合等に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2025年3月31日付で株式会社antzの全株式を取得し、同社を子会社としております。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社antz

事業の内容：総合人材サービス事業、一般貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業、ITソリューション事業

②企業結合を行った主な理由

株式会社antzは人材派遣事業・業務請負事業、運送事業並びにITソリューション事業を営んでおります。当社は、2024年8月に運送事業を営む株式会社エムをM&Aにより子会社化し、また、2024年2月にはAI関連事業を開始しております。

我が国においては急速に少子高齢化が進んでおり、多くの産業において人材不足が深刻となっておりますが、当社グループが営むAI関連事業や運送事業においてもIT開発者やトラックドライバーの確保に課題を抱えております。

今回の株式取得により、株式会社antzが保有する人材派遣事業・業務請負事業、運送事業並びにITソリューション事業を活用することで、IT業界の人材の獲得を効率的に行うことができ、当社グループ内の人材の確保のみならず、SES (System Engineering Service) を通じて他社のAI開発やDX開発に必要なIT人材を供給し、さらに特定の業種業態にとらわれない幅広い人材ニーズに応えることで、競争力のある人材事業を展開できるものと考えています。これにより、当社グループとしては、社会情勢の変化や特定の業界の人材不足等に起因する経営の不確実性を軽減し、安定した事業活動の運営が可能となります。また、人材不足に悩む会社へ人材サービスを提供することで、新たな収益基盤の構築が可能となると判断し、このたび同社の全株式を取得し子会社化することといたしました。

③企業結合日

2025年3月31日

④企業結合の法的形式

現金及び自己株式を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称

変更ありません。

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が株式会社antzの議決権の100%を取得し同社を支配するに至ったことから、当社を取得企業と決定しております。

⑧株式取得の相手先の名称

長尾 康裕 (株式会社antz 代表取締役)

- (2) 当連結会計年度の連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間
2025年4月1日から2025年12月31日まで

- (3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	342,300千円
	自己株式	137,700千円
取得原価		480,000千円

自己株式137,700千円は、当社普通株式900,000株を、2025年3月28日の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における同株式の終値である153円にて、第三者割当により交付したものであります。

- (4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 7,181千円

- (5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんのご金額 331,728千円

②発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力です。

③償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

- (6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	729,650 千円
固定資産	247,402 千円
資産合計	977,052 千円
流動負債	348,189 千円
固定負債	480,591 千円
負債合計	828,781 千円

- (7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	413,220 千円
営業損失	△3,561 千円
親会社株主に帰属する当期純損失	△5,602 千円

企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を影響の概算額としています。なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	10,000	1,256,924	792,449	2,049,373	203,812	203,812	△204,567	2,058,618
当 期 変 動 額								
当 期 純 利 益					152,936	152,936		152,936
自己株式の取得							△287	△287
自己株式の処分			△47,376	△47,376			185,076	137,700
当期変動額合計	—	—	△47,376	△47,376	152,936	152,936	184,788	290,348
当 期 末 残 高	10,000	1,256,924	745,073	2,001,997	356,748	356,748	△19,779	2,348,966

	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	2,058,618
当 期 変 動 額	
当 期 純 利 益	152,936
自己株式の取得	△287
自己株式の処分	137,700
当期変動額合計	290,348
当 期 末 残 高	2,348,966

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

ロ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

②デリバティブ

時価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具器具備品 4～6年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

持株会社である当社の収益は、主に連結子会社からの経営指導料であります。経営指導料については、連結子会社との契約に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

①外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は決算日の為替相場による円換算額を付しております。

②グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

③繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	4,772千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	125,330千円
長期金銭債権	182,923千円
短期金銭債務	6,159千円
(3) 取締役に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	163,300千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

 売上高

373,757千円

 販売費及び一般管理費

6,152千円

営業取引以外の取引による取引高

6,374千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	994,724株	1,410株	900,000株	96,134株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加1,410株は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少900,000株は、2025年3月31日に開催された取締役会の決議に基づき、2025年4月16日に第三者割当の方法により自己株式900,000株を処分したことによるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金、貸倒引当金、子会社株式評価損であります。が、回収可能性を考慮して全額評価性引当額を計上しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社ポップティーン	所有 直接100	資金の援助 経営指導 取締役の兼任	資金の貸付	65,800	長期貸付金	96,800
				子会社への 経営指導料 他	14,902	長期未収入 金	34,273
	株式会社ブレイク	所有 直接100	経営指導 取締役の兼任	子会社への 経営指導料 他	167,841	売掛金	37,065
				資金の回収	220,000	—	—
	株式会社AI Tech Solutions	所有 直接100	資金の援助 経営指導 取締役の兼任	利息の受取	3,052	—	—
				子会社への 経営指導料 他	103,431	売掛金	361
				資金の回収	53,924	短期貸付金	55,264
	株式会社エム	所有 直接100	資金の援助 経営指導 取締役の兼任	—	—	長期貸付金	51,850
				利息の受取	3,321	—	—
				子会社への 経営指導料 他	37,665	売掛金	7,849
	株式会社antz	所有 直接100	経営指導 取締役の兼任	子会社への 経営指導料 他	49,918	売掛金	24,627

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	大島 正人	(被所有) 間接 19.32	当社代表 取締役社長	資金の貸付	160,000	短期貸付金	160,000
				利息の受取	3,300	未収利息	3,300
役員及びその 近親者が 議決権の過 半数を所有 している会 社等	レクセム 株式会社	—	資金の援助	資金の回収	240,374	—	—
				利息の受取	6,773	—	—

(注) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 経営指導料については、業務の内容を勘案して決定しております。
3. 株式会社ポップティーンへの長期貸付金及び長期未収入金に対し、131,073千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において68,297千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
4. 当社代表取締役社長大島正人に対する貸付金の担保として、不動産を受け入れております。

9. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 53円89銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 3円53銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。